



第91回メーデー奈良地方大会 Web開催 2020.5.1

連合奈良は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止のため、第91回メーデー奈良地方大会の奈良公園県庁前広場での集会方式の開催を中止いたしました。初めてのWEB開催によりメーデーを实したところです。多くの組合員をはじめ一般の方々にも視聴頂けたものと思います。



一人じゃないよ！悩みは相談して！

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける労働者への支援策

解雇・雇止め・休業手当などの労働相談は、何でも労働相談 0120-154-052
また、奈良県労働局に設置されている「特別労働相談窓口」をご利用ください。
特別労働相談窓口 奈良労働局 雇用環境・均等室 0742-32-0202 9:00～17:00(土日・祝日除く)

これまでの感染予防対策

緊急事態宣言以前から、多くの自粛要請に対して企業は、従業員、顧客、取引先、地域住民はじめ関係者の生命と健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた、様々な取り組みによって感染症拡大の抑制に成果を上げてきました。

一方、私たち労働者も非効率な在宅勤務やシフト出勤などに対応してきました。

これからの感染予防対策

完全な感染症終息までの期間が長期にわたると言われていることから緊急事態宣言が解除された今、より一層感染防止のための取り組みを進めることが肝要です。

- ・発熱や体調不良の日は出勤しない
- ・時差出勤、ローテーション出勤、テレワーク、変形労働時間制など通勤時のリスクを減らしましょう。
- ・職場でのソーシャルディスタンスは難しい課題ですが、マスクの着用、飛沫感染予防の仕切り設置、定期的な換気(特に冷房を機器使用時)
- ・休憩時間をずらしたり新たな場所を確保する。昼食時も時間をずらすなど混雑を避ける。

などなど、窮屈な職場環境、非効率な環境になることも考えなければいけません。今こそ、労使で知恵を出し合って感染終息に向けた取り組みをすることが先々の良好な労使関係の糧になるはずですよ。



就業規則は大丈夫？

働き方改革や同一労働同一賃金の精神は反映されてますか。

新型コロナのことで様々な活動が制約を受けたり先延ばしになったりしていると思いますが、4月に施行された改正労働法に関して労使での取り決めの変更や就業規則の改定はできていますか？

今一度、改正労働法の求めるところが自分の会社の就業規則に反映されているのか確認しましょう！法律が施行されても使用者の「知らぬ存ぜぬ」という対応はあり得ますし、残念ながら本当に知らない場合もあります。労使で確認をしておきましょう！

困ったときは、助けを求めましょう！

連合のなんでも労働相談や労働局の特別労働相談窓口、他にも厚生労働省のHPに「生活を支えるための支援のご案内」があり様々な項目について纏められています。



飛沫感染予防の衝立を作りました 中和地協事務所